4　締約国は、調整機関に対し、この条約の解釈についての意見を提供するよう求めることができる。

5　この条約の実施又は解釈に関し二以上の締約国間で困難又は疑義が生じた場合には、これらの締約国の権限のある当局は、合意により当該困難又は疑義を解決するよう努める。当該合意は、調整機関に対し通知されなければならない。

6　経済協力開発機構事務総長は、締約国及びこの条約を批准し、受諾し、又は承認していない署名国に対し、4の規定に従い調整機関が提供した意見及び5の規定に基づく合意を通報する。

第二十五条　言語

支援の要請及びその要請に対する回答は、経済協力開発機構及び欧州評議会の公用語の一又は関係締約国が二国間で合意した他の言語で作成する。

第二十六条　費用

関係締約国が二国間で別段の合意をする場合を除くほか、

a　支援を行うに当たり生じた通常の費用は、被要請国が負担する。

b　支援を行うに当たり生じた特別の費用は、要請国が負担する。

第六章　最終規定

第二十七条　他の国際協定又は取極

1　この条約に定める支援の可能性は、関係締約国間の現行若しくは将来の国際協定その他の取極又は租税に関する事項についての協力に関連する他の文書に定める支援の可能性を制限するものではなく、また、これらの取極又は文書に定める支援の可能性によって制限されるものでもない。

2　この条約に定める規則にかかわらず、欧州経済共同体の加盟国である締約国は、その相互の関係において、同共同体において効力を有する共通の規則を適用する。

第二十八条　この条約の署名及び効力発生

1　この条約は、欧州評議会の加盟国及び経済協力開発機構の加盟国による署名のために開放しておく。この条約は、批准され、受諾され、又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、いずれか一の寄託者に寄託する。

2　この条約は、五の国が、この条約に拘束されることに同意する旨を1の規定に従って表明した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

3　この条約は、この条約に拘束されることに同意する旨をその後表明する欧州評議会の加盟国及び経済協力開発機構の加盟国については、批准書、受諾書又は承認書の寄託の日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

第二十九条　条約の適用領域

1　各国は、署名の際又は批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の際に、この条約を適用する領域を特定することができる。

2　いずれの国も、その後いつでも、いずれか一の寄託者に宛てた宣言により、当該宣言において特定する他の領域についてこの条約の適用を拡大することができる。この条約は、当該他の領域については、当該寄託者が当該宣言を受領した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

3　1又は2の規定に基づいて行われたいかなる宣言も、当該宣言において特定された領域について、いずれか一の寄託者に宛てた通告により撤回することができる。撤回は、当該寄託者が当該通告を受領した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

第三十条　留保

1　いずれの国も、署名の際若しくは批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の際又はその後いつでも、次に掲げる権利を留保する旨を宣言することができる。

a　第二条1bに掲げる区分のいずれかに属する他の締約国の租税に関するいかなる形態の支援も行わない権利。ただし、この条約の附属書Aにおいて、当該区分に自国の租税を含めていないことを条件とする。

b　全ての租税又は第二条1に掲げる一若しくは二以上の区分の租税のみに関し、租税債権又は行政上の罰金の徴収における支援を行わない権利

c　この条約が自国について効力を生じた日に存在する租税債権又は、a若しくはbの規定に基づき事前に留保を付していたときは、当該留保を付していた区分の租税に関する租税債権であって当該留保の撤回の日に存在するものに関して支援を行わない権利

d　全ての租税又は第二条1に掲げる一若しくは二以上の区分の租税のみに関し、文書の送達における支援を行わない権利

e　第十七条3に規定する郵便による文書の送達を認めない権利

2　その他のいかなる留保も、付することができない。

3　締約国は、この条約が自国について効力を生じた後、1に掲げる一又は二以上の留保であって批准、受諾又は承認の際に付さなかったものを付することができる。その留保は、いずれか一の寄託者が当該留保を受領した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

4　1及び3の規定に基づいて留保を付している締約国は、いずれか一の寄託者に宛てた通告により留保の全部又は一部を撤回することができる。撤回は、当該寄託者が当該通告を受領した日に効力を生ずる。

5　この条約の規定について留保を付している締約国は、他の締約国に対し、当該規定の適用を要求することができない。ただし、当該留保が部分的なものである場合には、当該締約国は、自国が受け入れている限りにおいて、当該規定の適用を要求することができる。

第三十一条　廃棄

1　いずれの締約国も、いずれか一の寄託者に宛てた通告により、いつでもこの条約を廃棄することができる。

2　廃棄は、1の寄託者が通告を受領した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

3　この条約を廃棄するいずれの締約国も、この条約に基づいて入手した文書又は情報を保有する限り、引き続き第二十二条の規定に拘束される。

第三十二条　寄託者及びその任務

1　寄託者は、自己に対する行為が行われ、又は通告その他の通報を受けたときは、欧州評議会の加盟国及び経済協力開発機構の加盟国に対し、次の事項を通報する。

a　署名

b　批准書、受諾書又は承認書の寄託

c　第二十八条及び第二十九条の規定によるこの条約の効力発生の日

d　第四条3又は第九条3の規定に従って行われた宣言及びその撤回

e　第三十条の規定に従って付された留保及び同条4の規定に従って行われた留保の撤回

f　第二条3若しくは4、第三条3、第二十九条又は前条1の規定に従って受領した通告

g　この条約に関して行われたその他の行為又は通告その他の通報

2　通報を受け、又は1の規定に従って通報を行う寄託者は、他の寄託者に対し、直ちにその旨を通知する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、この条約に署名した。

千九百八十八年一月二十五日にストラスブールで、ひとしく正文である英語及びフランス語により本書二通を作成した。本書二通は、それぞれ、欧州評議会及び経済協力開発機構に寄託する。欧州評議会事務局長及び経済協力開発機構事務総長は、欧州評議会の各加盟国及び経済協力開発機構の各加盟国に対しこの条約の認証謄本を送付する。

（署名欄は省略）

附属書A　この条約が適用される租税（第二条2）

附属書B　権限のある当局（第三条1d）

附属書C　この条約の適用上の「国民」の定義（第三条1e）

外務大臣　岸田　文雄

財務大臣臨時代理
国務大臣　甘利　明

内閣総理大臣　安倍　晋三